



ITU全権委員会議APT準備会合の結果



総務省国際政策課
国際協力専門官

しらえ ひさすみ
白江 久純



総務省国際政策課
課長補佐

ながや よしあき
長屋 嘉明



総務省国際政策課
主査

つちや ゆきこ
土屋 由紀子

1. 開催概要

2018年10月29日～11月16日まで、アラブ首長国連邦・ドバイにおいて、ITU全権委員会議（Plenipotentiary Conference：PP）が開催される。PPでは、構成国が個別に提案を行うのではなく、アフリカ、アジア太平洋、アメリカ地域、アラブ、欧州、ロシア地域の各地域において準備会合を行い、共同提案を作成し、PPに提案することが推奨されている。アジア太平洋共同体（Asia-Pacific Telecommunity：APT）では、地域組織として、アジア太平洋地域での準備会合を開催している。

APT準備会合の開催日、開催場所は以下のとおり。

第1回会合：2017年6月8日 タイ・バンコク

第2回会合：2018年1月30日～2月1日 ベトナム・ハノイ

第3回会合：2018年6月18～21日 オーストラリア・メルボルン

第4回会合：2018年8月27～30日 マレーシア・クアラルンプール

第1回の開催結果は、ITUジャーナル 2017年8月号で報告しているため、参照ありたい。

また会合構成及び第4回会合時における議長団は以下のとおり。

■全体会合

議長：Ms. N. Abdullah（マレーシア）、副議長：Mr. G. Cai（中国）、Mr. A. Darvishi（イラン）、白江 技術協力専門官（日本）

■WG1 Policy and Legal

議長：Mr. K. Babu（インド）、副議長：長屋 課長補佐（日本）、Ms. N. Thuan（ベトナム）

■WG2 Administration and Management

議長：Ms. M. Park（韓国）、副議長：Mr. P. Shukla（インド）

■WG3 Issues related Public Policy and other general matters

議長：Mr. J. McCarroll（オーストラリア）、副議長：Mr.

L. Edwin（シンガポール）、Ms. M. Shu（中国）

地域準備会合には地域外からの参加は認められないことが通例であったが、ジャオ ITU事務総局長より、PP前の情報交換の促進を目的として、各地域組織の代表及びITU選挙への立候補予定者の参加を受け入れるよう依頼があったため、各会合において、それぞれの地域の進捗状況に関する情報交換やITU選挙への支持要請が行われた。

2. APT共同提案作成に向けた議論

2.1 WG1 Policy and Legal

WG1はITUにおける政策及び法的側面について検討を行う。ITU憲章や条約、政策・法的面に関する理事会決定、勧告などが検討の対象となる。WG1では8件のAPT暫定共同提案（Preliminary APT Common Proposal：PACP）が合意された。

（1）憲章及び条約の修正なし

ITU憲章及び条約改正は、直近では2010年に行われたものの、日本では国会承認が必要など、国内手続の煩雑さから、批准国は34か国にとどまっている。そうした状況を背景にPP-14では、憲章・条約の安定化が議論になり、結果として、改正は行われなかった。

PP-18に対する憲章・条約の改正提案の締め切りは2月28日であったことから、第2回会合において、真に必要性がない限り、PP-18で憲章・条約の改正は行わないことが合意され、改正なしのPACPが承認された。

他地域においても上記期日までに改正提案の提出がなかったことから、PP-18では憲章・条約の改正は行われない。

（2）決議123「発展途上国と先進国との間での標準化格差の解消」の修正（提案国：ベトナム）

途上国に未だに存在する標準化格差の解消を強化するため、加盟国間での知識移転を促進し、会議で寄書提出を行う途上国の財政的支援を提案するもの。ベトナムからの提案

に対し、財政的負担の増加を避ける点から議論が行われた。

(3) 決議140「WSIS成果の実施及び国連総括レビューにおけるITUの役割」の修正（提案国：中国）

中国から2015年に国連総会で決議された2030アジェンダとWSISを関連付ける提案が行われた。ITUが主体的に取り組むWSISに対して、国連総会の2030アジェンダ及びSDGsの位置付けは、本決議に限らず、多くの提案で議論になった。

(4) 決議177「適合性及び相互運用性」の修正（提案国：インドネシア）

途上国での製品開発の遅れの原因の一つとして、製品試験施設が不十分であるという課題から、ITU-T testing laboratoryの導入支援を行うことがインドネシアより提案され、合意された。

(5) 決議185「国際的な航空機追跡システム」の削除（提案国：ベトナム）

2014年に発生したマレーシア航空機消息不明事故を契機として、国際民間航空機関等において地球全域をカバーする航空機追跡システムの重要性が認識されたことから、WRC-15において関連する事項を議論することを決議するもの。作業が終了したため、同決議の削除を提案する。

(6) 決議186「宇宙活動での透明性・信頼醸成の手段に関するITUの役割強化」の修正（提案国：ベトナム）

途上国支援のため、世界/地域無線通信セミナーの重要性を認識、開催を促進、併せて加盟国に対し、衛星監視システムへの参加を促す提案がベトナムから提案され、PACPとして合意された。ベトナムは本決議に限らず、無線通信分野の途上国支援をITUに対し強く要望している。

(7) 新決議「デジタルエコノミーの開発のためのICT-centricイノベーションの促進」の作成（提案国：中国）

中国より、ITUの既存の活動を水平的かつトップダウンで支援するための決議として提案された。提案が最終会合であり、十分に議論する時間がないことから、日本、オーストラリア、ニュージーランドは新決議作成に反対、一方、マレーシアなど、デジタルエコノミーを推進する国が新決議作成に賛成を示し、ドラフティングを実施。日本の貢献により、文章を圧縮し、既存の活動を追認する内容にとどめた。オーストラリアは今後ITUのマンデートが広がる可能性を危惧し、WGで不支持を表明した。

2.2 WG2 Administration and Management

WG2はITUにおける管理運営事項について検討を行う。人事を含む組織管理運営（ガバナンス）並びに機能の改善、

ITU戦略計画、メンバーシップ及び財政事項などが検討の対象となる。WG2にてPACPとなったのは、決議改正提案6件である。

(1) 財政人事管理（提案国：オーストラリア）

財政については、支出削減のための効率化手法、ランベビル建替案件及びINR（International Numbering Resource：国際電気通信番号資源）並びに衛星ファイリング等の収入手段といった検討項目があるものの、次期収支を均衡とする案が示されていることから、新たな提案はなかった。

人事については、オーストラリアより国連システム改革決議に沿った提案として女性の職員候補者割合を現在の「最低33%目標」から「50%目標、最低でも33%」とする提案があり、議論の結果「目標50%」とするPACPが作成された。

(2) 次期ITU戦略計画（提案国：オーストラリア）

理事会で作成された次期ITU戦略計画案について、オーストラリアより国連決議を踏まえた対応を求める決議修正及びタイより3局でのアウトカムとして「近年のICTトレンド」に追加して「デジタルトランスフォーメーション」をAnnex1に追加する提案があり、それぞれPACPが作成された。

(3) ITUイベント（提案国：ベトナム）

ITU世界テレコムに対して、ベトナムより途上国の参加を促すこと、タイより中小企業（SMEs）の参加を促すことについて提案があり、日本から財政状況を考慮することを付け加えPACPが作成された。

(4) 地域プレゼンスの強化（提案国：ベトナム、オーストラリア）

ベトナムより各地域の途上国での人材育成の役割を強化すること、オーストラリアより国連決議とJIU（国連監査機関）勧告に沿って、3セクターの活動を支援しその実施結果を理事会に報告すること等取組みをさらに強化する手続きを追加すること、中国より後発開発途上国等がITU会議に参加するためのフェロシップを実施すること、の各提案があり、日本としてはAPT業務との重複や過度な国連決議への従属に懸念を示すとともに、限られた予算内でのフェロシップ実施を求め、議論の結果PACPが作成された。

(5) 後発開発途上国等の特定国への直接支援（提案国：マレーシア）

マレーシアよりこれら特定国がデジタルエコノミーに向けてICTインフラを推し進めるための戦略策定を支援することを求める提案があり、PACPが作成された。



(6) その他

上記以外の課題としては、無料での文書配布、翻訳通訳、メンバーシップ及びMoU締結といった項目があったが、これらについての新たな提案はなかった。

2.3 WG3 Issues related Public Policy and other general matters

WG3では、公共政策及びその他の事項について審議する。インターネット、サイバーセキュリティ、国際電気通信規則(ITR)等がその対象である。WG3では、11件のPACPを策定した。

(1) 決議102「インターネット資源管理に関する国際公共政策課題におけるITUの役割」の修正提案(提案国:中国)

中国から、インターネット関連国際公共政策課題に関する理事会作業部会の所掌を拡大し、同作業部会にて「具体的な提案」を作成するよう本決議を修正する提案が提出された。日本及びオーストラリアが、同作業部会の参加者は構成国のみであり、マルチステークホルダー・アプローチに反するとして反対。ニュージーランドも交えた4か国でのドラフティングの結果、提案作成に関するテキスト削除に中国が同意し、PACPを作成した。

(2) 決議130「ICT利用における信頼性及びセキュリティ醸成におけるITUの役割強化」(提案国:マレーシア、韓国、イラン)

マレーシアから本決議に“digital economy”を反映する提案がなされたが、ITUの所掌範囲となる文言で合意した。また「データ及び情報のシームレスフローに関するセキュリティ及び信頼性事項を解決する」という文言追加も提案されたが、日本が提案した代替テキストに置き換えられ、問題ない内容に修正された。

(3) 決議146「ITRの定期的レビュー及び改正」の修正提案(提案国:中国)

本決議により設置されたITRのレビュー会合は計4回開催され、PP-18に会合の最終報告を提出することで、本決議に指示された作業を終える。中国から、ITRの改正を目指して本レビュー会合を継続するよう本決議を修正する提案がなされた。日本及びオーストラリアが、会合を継続しても対立構造が解消するとは想定できず非生産的であるとして会合継続と、またそもそもITR改正を前提とした会合のあり方に反対を表明した。複数回に渡るオフラインコンサルテーション及びドラフティングを実施するも、意見の相違は解消せず合意には至らず、共同提案は作成されなかった。

(4) 決議197「globally connected worldの準備のためのIoT促進」(提案国:マレーシア、韓国、中国)

マレーシアから本決議に“digital economy”を反映する提案、韓国からはPP-14以降のアップデートを反映する提案、中国からはIoTによるサイバー脅威を反映する提案がなされた。結果、内容的に問題ない韓国提案がベースとなり、PACPを作成した。特に中国提案に含まれていた「IoTセキュリティ」、「サイバー攻撃やデータ窃盗」等の文言で議論が紛糾したが、日本及びオーストラリアの提案により、「IoTの発展によりサイバー脅威に脆弱な機器の数が増えた」等の一般的な事実を記載する文言に修正された。

(5) 決議203「ブロードバンドへの接続」の修正提案(提案国:マレーシア、インド)

第3回会合にて、ブロードバンド接続がデジタルエコノミー及び2030アジェンダ達成に向けて重要な役割を果たすことを強調する方向での本決議修正提案がマレーシアから提出され、問題ない内容にて同会合にてPACPとして修正案が策定された。

その次の第4回会合に、インドから「スマート・サステナブル・シティ及びコミュニティ(SSCC)」に関する新決議提案が出された。同会合が最終会合であり、議論の時間が十分残されていないことから、日本を含め多くの国が新決議の作成に反対しつつも、ITU-T及びITU-Dの既存決議ではIoT及びスマートシティを1つの決議で取り扱っていることから、PP決議197「IoT」の修正を提案した。しかしインドはPP決議203「ブロードバンドへの接続」の修正を主張したため、インド提案を含む方向で決議203修正のドラフティングを実施した。結果、決議203のタイトルを「ブロードバンドへの接続及びスマート・サステナブル・シティ及びコミュニティ」に変更したPACPが作成された。決議内容は、ITU-T SG20及びITU-D SG2での既存の活動を追認し、ITUのマンダートの範囲で加盟国のSSCCに関する国家戦略作成を支援し、SSCCに関する3局をまたがる統合戦略の策定をITUに求めるものとどめたものの、ドラフティングにおいて十分に検討する時間がなかったため、改めて提案内容を検討する必要がある。

2.4 PACP一覧

PP-18に向けた、APT準備会合にて、以下25のPACPが採択された。APT加盟国数の25%以上の賛同を受け、かつ賛同国数の50%以上の反対がなければ、正式にAPT共同提案として承認され、APT事務局からPP-18に提出される。

文書番号	内容
PACP1	ITU憲章 修正なし
PACP2	ITU条約 修正なし
PACP3	決議11「ITUテレコムイベント」 修正
PACP4	決議25「地域プレゼンスの強化」 修正
PACP5	決議30「後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国、市場経済移行国への特別措置」 修正
PACP6	決議48「人材管理及び育成」 修正
PACP7	決議70「ITUでのジェンダー主流化及びICTによるジェンダー平等・女性のエンパワーメントの促進」 修正
PACP8	決議71「ITUの戦略計画」 修正
PACP9	決議71 Annex 1「2020-2023年ITU戦略計画」 修正
PACP10	決議101「IPベースネットワーク」 修正
PACP11	決議102「インターネット及びドメインネーム・アドレス含むインターネット資源管理に関する国際公共政策課題におけるITUの役割」 修正
PACP12	決議123「発展途上国と先進国との間での標準化格差の解消」 修正
PACP13	決議130「ICT利用における信頼性及びセキュリティ醸成におけるITUの役割強化」 修正
PACP14	決議131「包摂的情報社会を構築するICTの測定」。タイトルに「デジタルエコノミー」 修正
PACP15	決議135「電気通信/ICTの発展、途上国への技術支援・アドバイスの提供、及び関連する国内・地域・地域間プロジェクトの実施におけるITUの役割」 修正
PACP16	決議139「デジタルディバイド解消及び包摂的情報社会構築への電気通信/ICTの利用」 修正
PACP17	決議140「WSIS成果の実施及び国連総括レビューにおけるITUの役割」 修正
PACP18	決議177「適合性及び相互運用性」 修正
PACP19	決議179「児童オンライン保護におけるITUの役割」 修正
PACP20	決議185「国際的な航空機追跡システム」 廃止
PACP21	決議186「宇宙活動での透明性・信頼醸成の手段に関するITUの役割強化」 修正
PACP22	決議197「globally connected worldの準備のためのIoT促進」 修正
PACP23	決議200「グローバルな電気通信/ICT発展のためのコネク2020アジェンダ」 修正
PACP24	決議203「ブロードバンド・ネットワークへの接続性」 修正
PACP25	新決議「デジタルエコノミー発展促進のための電気通信/ICT-centricイノベーション促進におけるITUの役割」 追加

PACPの賛成可否について、加盟国からの回答締め切りは2018年10月5日である。

3. 選挙

日本政府は、ITU理事国への立候補及び無線通信規則委員会（Radio Regulation Board; RRB）委員へのNTTドコモ 橋本 明 標準化カウンセラーの擁立を決定している。



■写真1. APT準備会合議長団とAPT事務局

第3回APT準備会合期間中、6月19日に、松永在メルボルン日本国総領事を迎え、ランチレセプションを開催し、ITU選挙における理事国及び橋本RRB候補への支持を要請した。約100名が参加し、大変盛況な会となった。

また、橋本候補は、アメリカ地域、欧州地域、アラブ地域、アフリカ地域、ロシア地域の地域準備会合に参加し、支持を要請した。



■写真2. メルボルンでのレセプションの様子
（橋本候補（右から2人目）、松永総領事（左から2人目））